

患者団体との協働に関する指針

I. 患者団体との協働に関する指針

近年、「患者参加型医療」の重要性が認識され、その実現に向けた取り組みとして患者団体と協働する機会が増えていることを踏まえ、日本ジェネリック製薬協会（以下、GE薬協）により、2023年3月に「患者団体との協働に関するガイドライン」が策定されました。

ニプロは、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持って誠実に行動し、患者団体の独立性を尊重するとともに、協働の目的と内容について、十分な相互理解に努めるため、「患者団体との協働に関する指針」を策定し、運用します。

1. 相互理解

患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築

患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けて、それぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重

患者団体の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保

患者団体に提供している金銭的支援等について、「患者団体との関係の透明性に関する指針」に則り、適正な情報公開を行います。

5. 書面等による合意

患者団体との協働における活動項目や資金提供等について、実施前に目的・内容等を書面等により、契約または合意を取り交し、記録を残します。

6. 適正な情報提供

患者団体に対し、関連法規等に則り、情報を提供します。

7. 製品の広告・宣伝の禁止

患者団体に対し、医療用医薬品、医療機器等の医療用製品の広告・宣伝を行いません。

8. 影響力行使の禁止

患者団体に対し、企業の利益のために、患者団体が作成する資料・出版物・ウェブサイト・SNSの内容、発言等に影響力を行使しません。

9. 資金源の多様性の推奨

単独の資金提供者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

10. 適正な支援

患者団体に対する支援にあたっては、適正な水準・範囲に限定します。患者団体の行う会合等については、その目的に対して相応しいものであることを確認したうえで、適正に支援します。

11. 個人情報の管理・保護

患者団体との協働において、患者および患者支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

II. 用語解説

【患者団体】

本指針でいう患者団体とは、「患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者団体および患者支援団体」をいいます。ただし、法人格の有無、設立形態は問いません。

【患者団体との協働】

製薬企業と患者団体が対等の立場で力を合わせて活動することです。交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで、幅広い範囲とします。

【金銭的支援等】

寄附金等の直接的資金提供、講演会等に伴う間接的資金提供、講師謝金等の謝礼および患者団体への労務提供を指します。詳しくは、「患者団体との関係の透明性に関する指針」を参照ください。

<改定等の履歴>

2023年4月1日 制定・実施